

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月27日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

- 1 契約の概要
樽町ポンプ場No. 1 ガスタービン発電機緊急措置工事
- 2 履行（納品）場所
港北区樽町三丁目9番11号
- 3 契約日
令和4年12月8日
- 4 履行日又は履行期間
令和4年12月8日から令和5年3月17日
- 5 契約金額
¥51,348,000.-（うち取引に係る消費税額¥4,668,000.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社IHI原動機 代表取締役 赤松 真生
東京都千代田区外神田二丁目14番5号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
No. 1 ガスタービン発電機が故障し運転不能となり、雨水排水を行うための電力が確保できず、排水区域が浸水し市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、緊急に対応する必要がありました。
- 8 契約の相手方の選定理由
当該機器は、株式会社IHI原動機が独自の技術を用いて設計、製作及び据付を行ったもので、同社の特殊部品が用いられており、同社でなければ交換部品を手配することができません。また施工においても、仮に当該機器の仕様や機能を熟知していない者が施工した場合、知識・技術の不足による施工不良により性能を確保することができないだけでなく、振動や過負荷等の不具合が発生してガスタービン発電機が運転不能になる恐れがあり、同社の熟練技術者でなければ当該機器の整備を行うことはできません。
したがって、当該機器の仕様や機能等を十分に把握し、施工が唯一可能な株式会社IHI原動機と随意契約いたしました。
- 9 所管課
環境創造局 下水道施設部 北部第一水再生センター